

歌志内市議会会議録

第2日目（平成29年6月21日）

---

（午前 9時53分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山崎瑞紀さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

本日欠席されますのは、本田議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序1、議席番号2番酒井雅勝さん。

一つ、旧歌志内中学校及び旧西小学校について。

一つ、美山町周辺の迂回路について。

以上、2件について酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 通告書に従い質問していきたいと思います。

私は、この歌志内で生まれ、歌志内で育ちました。今はなき神威小学校に入学し、今はなき西小学校で卒業し、現在は使用されていない歌志内中学校を卒業し、皆さんもそうだと思いますが、母校がなくなるというのはとても寂しい思いであります。

さて、その現在使用されていない旧歌志内中学校及び旧西小学校について。

件名1、1）現在の歌志内中学校になり9年が経ちました。旧歌志内中学校は9年前のままの状態昨年7月の強風時には屋上の外壁がはがれ落ち、応急処置を施したようではありますが、今後この建物は市としてどのような考えでおられるか伺いたします。

2）旧歌志内中学校のように、旧西小学校も統合後8年が経ちました。こちらもどのようにされるのか伺いたします。

件名2、美山町周辺の迂回路について。

1）昨年の8月集中豪雨の際、道路が冠水し、緊急自動車も通行不能という形になりました。神威地区から文珠方面にかけての要になる第2分団の分遣所が位置する美山町は迂回路がありません。どちらに行くにしても神威方面、それから文珠方面に行くにしても立ち往生という状態になってしまいました。

万が一の場合に備え、安心安全なまちづくりを掲げる本市として、迂回路をつくるお考えはないのか伺いたします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、件名の1、旧歌志内中学校及び旧西小学校について御答弁申し上げます。

1）と2）につきましては、関連がございますので、一括御答弁申し上げます。

旧歌志内中学校は、昭和56年12月に建設された建物で、中学校が旧歌志内高校の校舎に移転したことにより、平成21年3月に閉校しております。

現在、建築から35年を経過し、閉校してから9年目を迎えておりますが、以前から屋上の雨水排水管などが大きく損壊しており、耐震性や老朽化により他の施設への転用や譲渡などが困難な施設として、財源の見通しが立った時点で解体・除却する予定としております。

旧西小学校は、昭和54年11月に建設された建物で、現在の歌志内小学校に統合したことにより、平成22年3月に閉校しております。

現在建築から37年を経過し、閉校してから8年目を迎えており、経過年数相応の劣化はありますが、まだ建物自体の耐久性は保持していると判断しております。

この建物は新耐震基準を満たしていないことから、不特定多数の方が利用する公共施設として活用するためには、大規模な改修が必要となりますので、公共施設としての活用は難しいと判断しております。

しかし、老朽化は進んでおりますが、まだ企業誘致等に向けた施設としての可能性はありますので、一部教育施設の物品等を保管する倉庫として利用しながら、企業誘致等の需要に応えるストックの一つとしております。

なお、いずれの建物も現在教育委員会が所管となって、屋上排水溝の清掃など必要最小限の維持管理を行っております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 2番目の美山町周辺の迂回路につきまして、万が一の場合に備え安全安心なまちづくりをとということで、迂回路をつくる考えはないかということについて御答弁申し上げます。

昨年8月の集中豪雨ではこれまでに経験してきたものをはるかにしのぐ降雨量で、災害に対する対応について戸惑う場面も多々ございましたが、消防団第2分団を中心に地域住民の迅速な対応によりまして、人命につながる大きな事故などは生じなかったものと記憶しております。

御質問の神威美山町地区周辺の迂回路についてでございますが、冠水した箇所は道の駅周辺の中村橋、神威美山町酒井商店付近の二坑橋、神威第一の北斗橋周辺でございます。

この地区は、周辺地盤より低いことから、昨年の集中豪雨と同様な降雨量が生じれば再び冠水するおそれが生じます。

このことから、昨年の災害時には土砂崩れが生じて一部使用不可となったサイクリングロードについて、日ごろのパトロールの強化と危険箇所の整備について実施し、有事の際には市内全域にわたる迂回路として安心して御活用いただけるものとなっています。

このため、今後新たな迂回路の整備を行う考えはございませんので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 答弁ありがとうございます。

まず、旧歌志内中学校、それから旧西小学校についてなのですが、財源の見通しが立った時点で解体除去をする予定ということでお伺いいたしました。この解体にかかる費用というのは、おおよその見積もりというのは今の段階では出ているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 数年前に本当の概算で計算をしたことがございます。ただ、それから年数も経っておりまして、詳細な見積もりはしておりませんが、当時では6,000万円から7,000万円ぐらいの数字ではなかったかと記憶をしております。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） これは中学校についてということでよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 中学校についてでございます。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 6,000万円から7,000万円と、大変高額な金額にはなると思いますが、建物もだんだんと老朽化して、昨年も屋上のほうの外壁がはがれ落ちたりということがありましたので、今後対策を練っていただければと思います。

また、その中学校の裏のグラウンドなんですけれども、ちょうど校舎側のほう、もうご存じかと思いますが、土砂崩れが起きていて、ネットがあるんですけれども、そちらも変形した状態になっていると思いますが、それもそのままの状態でおくのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） おっしゃるとおりグラウンドのほうの土砂が少し崩れておりますので、ネットも変形しておりますが、現状では現状のまま維持しながら見守るということで考えております。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 今回の質問とはこのクラウンドということで外れてしまうのかと思いますが、同じ敷地内というところで、若干危険なのかなと思いますので、そこも今後注意していただければと思います。

また、西小学校については、まだ誘致企業の需要に応えるストックということで、考えていらっしゃるということなのですが、その誘致企業に向けてということであれば、何か広告ですか、各企業宛にわかるような広告掲載等はしているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人） 市といたしましては、遊休施設ということでのストックには入れておりますけれども、こちらの市のほうから積極的にこういった遊休施設があるというようなPRは現状行っておりません。

ただ、毎年のように、そういった遊休施設、学校含めて興味を持たれていらっしゃる企業さんが、当市に訪れたりしておりますので、その際は外観を見ていただいたり、平面図等をお渡ししたりということで対応させていただいております。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 訪問に来られる企業さんもいらっしゃるということで、年数が経てば経つほど、やはり老朽化も進んでしまいますので、もしこういう企業誘致に向けて使っただけのであれば、早い段階のほうがいいのかなと思います。そのためにも、こちらから企業が来られたらだけではなく、何か広告などを打って、こういったものがあるというものをアピールしていくのも、一つの手かなと思いますので、ぜひその辺も御検討いただければと思います。

それ以外に、市内で旧西小学校を公共のために使うとなれば、やはり大きな改修工事が必要ということで、そこに向けてとなると大変なことになるのかとは思いますが。

ただ、本当に遊休施設のままにしておくというのが、すごくもったいないような気がしますので、倉庫の使っていない間は、何か今は少し施設の備品、物品等を入れておくようにしていますが、そういったもので活用しながらでも有効に活用していくことが大事かなと思います。

それ以外に、誘致企業以外に団体向けにこういった施設を貸し出すとか、そういったことに対しても、耐震的などところで問題があるものなのではないでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 不特定多数の方が利用するということになりますと、耐震基準を満たしていなければ何かあったときには問題になりますので、その部分については少し改築をしなければ難しいのかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） ありがとうございます。

難しいということで、その誘致企業というのが一番有力な方法なのかなと思います。ぜひ広告掲載等をして、なるべく誘致が進むような形に持っていただければと思います。

それでは、二つ目の質問に行きたいと思います。

美山町の迂回路についてということで御答弁いただきました。

昨年8月、実際に私も消防団として大雨のときに出動したわけなのですが、もうあつという間に橋が冠水し、緊急自動車が通れないような状態になっていきました。実際に水が流れているので止めてくれということで、土嚢を用意しようとしても、歌志内の本部までその土嚢のための砂を取りに行くことができないですとか、あのときには、施設関係の不自由な方を搬送するというのもしたのですが、実際にやはり第2分団の分遣所にある車両だけでは、不自由

な方が乗り込むのに大変だという状況もかなりありました。

例えば、車いすの方が乗ろうとしても乗る場所がないとか、それで、急遽勤医協にお手伝いをしていただいて、車いすが搬送できる車を出していただいて、勤医協に移送したということもございました。

そうこうしているうちに、川が氾濫し、緊急車両は一切そこから通行できないと。そのときは中村のちょうど勤医協のそばにいたのですけれども、分遣所にも戻れない、それから文珠方面に行きますと、文殊第一の新泉町に入るほうの道にはまだ行けたのですが、本道路のほうは冠水していて通行できないと。ぐるっと回ってチロル側に行っても、道の駅の前で冠水していて、そこから先に進めないという状況になりました。

そのために、やはり先ほどおっしゃっていただいたサイクリングロード、これを迂回路にして神楽岡あたりから出て、分遣所に戻るといふ通路になるのかなと思いますが、そこがすごく大事な迂回路になると思われまふ。実際に今回はちょうどチロルの温泉の駐車場前あたりで土砂崩れが起きてしまい、迂回路としての機能も果たせない状況になってしまいましたが、今回改修工事を行いまして、その点はよくなったかと思いまふ。実際に、今後そこを迂回路として使う場合に安全な状況なのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 自転車道の活用でございますけれども、昨年の集中豪雨で2カ所ほどのり面が崩れましたが、その後工事を行いまして、そして山から水指す部分にも排水を施して対応しておりますので、現在のところ、そういった問題はないということで考えております。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 昨年災害が起きた後には、第2分団のほうにも砂を置き、土嚢袋も消防本部のほうで用意し、それも迅速な対応ですぐにその後に同じような災害が起きてても対応できるという状況になりましたので、そこはすごくすばらしいことだと思います。

ただ、やはりせつかく土嚢をつくる砂があったり土嚢袋があっても、緊急車両が通行できないければ何も意味をなさなくなってしまうので、この迂回路に対しては、美山町もそうですし、ほかの地域でもそういった場所があるかと思いまふ。そういったところでも、万が一のときの迂回路というところを確実にしていかなければいけないと思いまふ。

昨年の事態を想定すれば、各橋の氾濫状況を確実に随時集約して対策本部などに報告し、各緊急車両に連絡するということが大切かと思いまふけれども、そういった場合に橋が氾濫したとか、各緊急車両にそれを報告するというその連絡の状況というのは、今後どのようにしていく予定でしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 昨年の災害の検証をしまして、当然災害の状況というのはいち早く上げてもらうことが重要だと考えております。

それには当然その第一線で働いていただく消防団、または消防職員、また市の関係者が随時報告を上げると。そのために無線の整備も行いましてし、逐一情報が上がってそれを下に下ろすという形になると思いまふ。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 本当に現場にいて、例えば避難させながら、かつ土嚢をつくりながらの中で現場から本部に状況を連絡しつつというのが、実際にやってみてすごく大変だったなど

いう思いがあります。そういった中でもその状況を把握する人方とは別に、現場の人が迂回路を使って随時そういう作業ができる状況があるのが一番かなと思います。

その中でも、その迂回路を今後ほかの場所でもきちっと整備していただければかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 迂回路でございますけれども、本当に迂回路というのは重要なかなと思います。集落があって、そこに幹線道があって、それを迂回路として使うというのが一般的でございます。もっぱら災害用の迂回路等をつくるということになりますと、かなりの費用もかかりますし、それ以外の利用というのがなかなか難しいのかなと思いますので、費用対効果ということもあろうかなと思います。その検討は難しいかなとは思いますが、災害についてはソフト面とハード面がございまして、建設課としてはハード面の部分に関しましては、北海道に土砂浚渫を毎年行ってもらう。また、河川改修を行ってもらおうということで考えております。ハード面、特に西歌橋まで砂が区域から川が広がっております。それから上流は一時改修してもらいましたが、それ以降全く工事やっておりませんので、これは歌志内市から北海道に対して要望を上げて、河川の改修ということをやっていただきたいということでお願いしているところでございます。

したがいまして、河川の改修となれば、川幅も広くなるということになりますと、今の盲点と言いますか、橋で詰まる部分、これも橋長とか、桁下の余裕高、橋を若干高くするとか、そういった工事がやられると思いますけれども、いずれにしても、ハード面はすごい時間がかかりますので、このソフト面、例えば今酒井議員が言われる土嚢の対策とかは、いろいろなところに点置きして、それを活用できるようにとか、そういうことで、今考えておりますので、もっぱら迂回路という部分に関しては、難しいのかなということで御答弁させていただきます。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 理解いたしました。

道のほうへ働きかけて、河川のほうの改修というようなことを進めていただいて、迂回路自体ではやはり費用的なものにも大変かかると思いますので、そういった形で道のほうに働きかけていただければと思います。ただいまは結構です。

以上で、私からの質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さんの質問を打ち切ります。

質問順序2、議席番号1番湯浅礼子さん。

一つ、教職員の勤務実態について。

一つ、義務標準法の改正に伴う通級指導について。

一つ、就学援助におけるランドセル等新入学児童生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応について。

一つ、がん教育について。

以上、4件について。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 皆様おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、通告書どおり件名4件につきまして一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

件名1でございます。

教職員の勤務実態について。

文部科学省は、小中学校の教員を対象とした平成28年度の勤務実態調査結果（速報値）を公表しました。平成18年度の前回調査と比べ、小中の教員とも勤務時間が増加し、週60時間以上だった教諭は小学校で33.5%、中学校では57.7%に上っています。公立校教員の勤務時間は週38時間45分と規定していますが、これらの教諭は週20時間以上の時間外労働が常態化しており、おおむね月80時間超が目安の「過労死ライン」を上回っていることとなります。文科省は「学校を支える教員の負担は限界に近い」とし、結果を分析した上で、中教審などで今後対策を議論するとありました。そこで伺います。

①といたしまして、歌志内市における小中学校教員の時間外勤務状況につきまして伺いをいたします。

②といたしまして、教員の多忙化・過重労働の大きな要因として、部活動があるとされております。教員の本来の職務でないのに、大半の教員に部活動の顧問が割り振られているようです。当市の教員の部活動状況につきまして伺いをいたします。

件名2、義務標準法の改正に伴う通級指導について。

①といたしまして、本年2月に、「義務標準法の改正案」が国会に提出され、3月に可決されました。近年、急増している発達障がいのある児童生徒らが別室で授業を受ける「通級指導」を担当する教職員定数が、本年度以降は、対象児童生徒数に応じて自動的に教職員数が決まる「基礎定数」の中に位置づけられることになりました。そこで、当市の現状につきまして伺いをいたします。

件名3、就学援助における「ランドセル等新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を可能にするための対応について伺いをいたします。

文部科学省は、「要保護児童生徒援助費補助金要綱」を本年3月31日付で改正することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入等「新入学児童生徒学用品費」の単価を従来の倍額にするとともに、その支給対象者に、これまでの児童、生徒から新たに就学予定者に加え、来春の新一年生から適用されることになりました。そこで伺いをいたします。

①といたしまして、当市の平成30年度小学校1年生入学予定者の人数につきまして伺いをいたします。

②といたしまして、当市の平成30年度要保護児童生徒予定者数を小学校、中学校別にお伺いをいたします。

③といたしまして、当市の平成30年度準要保護児童生徒予定者数を小学校、中学校別にお伺いをいたします。

④といたしまして、当市の準要保護児童生徒認定基準につきまして伺います。

⑤といたしまして、今後、準要保護児童生徒に対する「新入学児童生徒学用品費」の対応につきましては、文部科学省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について歌志内市においても判断していくこととなりますが、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要かと考えます。当市としての考えをお伺いしたいと思います。

件名4、がん教育について。

①といたしまして、文部科学省は、29年度から、がんに対する正しい知識と命の大切さの理解を深めるため、小中学校でのがん教育を全国展開する方針であります。当市の今後のがん教育への取り組みにつきまして伺います。

②といたしまして、今まで何回も、定例会においてがん教育への取り組みを訴えてまいりましたが、医師やがん経験者など外部講師を招いて、がん教育を実施する考えはあるのか伺い

いたします。

以上でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 私のほうから、3の②を除きまして一括答弁申し上げます。

まず、1番目の教職員の勤務実態についての①でございます。

時間外勤務時間縮減の取り組みにつきましては、道教委から平成29年度空知管内教職員時間外勤務等縮減の重点取り組みについて通知が出されてり、定時退勤日や時間外勤務等縮減強調週間などの一層の取り組みを図り、また、週1日程度の休養日の設定など、部活動指導の見直しにかかる申し合わせの徹底が示されております。各学校では、それに基づき取り組みが行われています。

教員の時間外勤務状況について、各小中学校に確認したところ、小学校では修学旅行や宿泊研修など、宿泊を伴うもの以外に時間外勤務命令は出していません。

勤務実態としましては、先生方一人一人の業務の中で勤務時間内に終わらず時間外にいることもあります、18時前には退勤しているのが実態です。

また、毎週金曜日を定時退勤日に定めて、管理職からの声かけを行っております。

中学校におきましても、旅行行事である修学旅行や宿泊研修、また勤務時間外会議等時間外の勤務を求められる状況がある場合以外は、時間外勤務命令は出しておりません。

定時退勤日を設定していますが、小学校のように毎週何曜日というものではなく、6月であれば12日月曜日から15日木曜日に設定し退勤を促しています。

平日は定時に退勤する教員もおりますし、部活動の指導を行う教員は終了後に退勤しています。

また、休日の部活動指導は手当の支給、または振りかえで対応していると回答をいただいております。

続きまして、②番でございます。

小学校では、部活動に対する御質問は当たりませんので、中学校の状況について確認しております。

中学校では、学校教育活動の一つとして、部活動を設置しています。全生徒54人中37人が参加しています。

設置されている部活動の状況は、部、生徒数、顧問の先生の人数、中体連以外の団体大会参加数について、次のとおり回答いたします。

卓球部は生徒9人、顧問3人、試合数は8回。ソフトテニス部は生徒9人、顧問3人、試合数4回。バスケットボール部は生徒10人、顧問2人、試合数は5回。バレーボール部は生徒9人、顧問3人、試合数3回です。

試合数につきましては、このほか練習試合数がそれぞれ加わります。また、週に1日は部活動のない日を各部で設定するよう努め、練習時間は4月から10月が授業終了後から18時30分まで。11月から3月が17時30分となっております。

次に、御質問の2、義務標準法の改正に伴う通級指導についての①でございます。

当市におきましては、通常学級と特別支援学級のみで、通級指導学級はありませんが、砂川市、歌志内市、浦臼町、上砂川町、奈井江町、新十津川町で構成している砂川ことばの教室通級指導教室があり、当市からは児童数名が通園しています。

なお、このたびの義務標準法の改正により、当市の教職員定数に影響はありませんが、従前から通常教室における学習作業、理解度、行動等が遅い子供の指導に当たるため、小学校では



市の臨時職員として2名の特別支援教育支援員を配置して対応しております。

次に、御質問の3、就学援助におけるランドセル等新入学児童生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応についての①でございます。

本年5月1日現在における5歳児の人数をもとに算出しますと、平成30年度の小学校入学予定者は12人となります。

次に、③でございます。

平成30年度の準要保護対象者は来年2月から3月にかけて申請をいただいた後、決定しますので、現段階では確定しておりません。

なお、平成29年度における認定世帯は21世帯で、認定児童生徒数は小学生が21人、中学生が11人となっております。

次に、④でございます。

就学援助は歌志内市児童生徒就学援助要綱に基づき、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒にかかる就学援助を行うため、申請のあった世帯について生活実態等の調査を行った上で認定者を決定することとしております。

御質問の準要保護児童生徒の認定基準は、収入認定額が要保護者の生活需要額の1.2倍未満の者を準要保護者として認定しております。

次に、⑤でございます。

入学準備金に関する中空知5市4町の調査では、1町のみが新中学1年生を対象に3月に支給しています。そのほか4月支給は本市を含め2市1町、5月支給は2町、6月以降の支給は3市という状況です。

各市町の今後の動向につきましては、支給時期を早める予定としているのは1市2町、予定していないのは4市1町、未定は1町で、予定していると回答した市町でも、まだ具体的な方法等は決まっていないという状況であります。

また、本年度岩見沢市教育委員会が行った道内35市の調査でも、入学前に支給しているのは回答のあった市では、3市のみという結果となっております。

当市では、4月に支給しており、他市町と比べ早い時期に支給しておりますが、今後は各市町の動向を注視してまいりたいと考えております。

次、御質問4、がん教育について、①と②について関連しておりますので一括して御答弁申し上げます。

当市の小学校、中学校におけるがん教育は、小学校では教科書にがんはどんな病気かということ学ぶために、喫煙やアルコール、また細菌やウイルスががんの主な原因になることや、がんの起り方や主ながんの種類とがん検診について指導することになっております。

中学生では、がんは日本人に約2人に1人がかかり、死因の約30%を占める病気であることと、部位による違いや男女による違いがあること。また、遺伝子が傷つくことによって起こる病気であり、感染する病気ではないことを学ぶことになっております。

それに加えて、生活習慣病とその予防についても記載されており、がん、心臓病、脳卒中などは中高年に多い病気であることから、生活習慣を改善することで予防できることなどが教科書に記載されています。これらは文部科学省による学習指導要領に基づき指導を行っております。

なお、外部講師を招いてのがん教育の実施は、小学校、中学校ともに現在の教育課程の中では、時数確保は難しいとの回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私のほうから、件名3の②当市の平成30年度要保護児童生徒予定者数を小中学校別にとの御質問について御答弁申し上げます。

現在の保護受給者において小中学生とも対象者はありません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

件名1の部分については、やはり歌志内市においては児童数が少ないという関係もあるのかなと思って、ああ、よかったなという思いで聞いておりました。この中で、今、定時に退勤するとか、また、小学校の場合は6月であれば12日月曜日から15日に設定して退勤を促していますと、平日は定時に退勤する教員もおりますし、部活動の指導を行う教員は終了後に退勤しています。また、休日の部活動指導は手当の支給、または振りかえで対応をしていると回答をいただいておりますが何か100%の答えをいただいているようなのですが、私が一番お聞きしたいのは、時間内にきちっと皆さん帰られているんですが、先生たちは持ち帰りのそういうお仕事とかというのは、今はどういうふうな状況かなということもちょっとお聞きしてみたいと思うのですけれども。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 私のほうから詳しく持ち帰っているかどうかという調査はしておりませんので、ちょっと回答は難しいかなというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 把握してなければわからないということですね、実態は。そうですか。

今、教育のほうをずっと少し勉強をしてみたのですけれども、学校の先生というのは物すごく忙しいんだなという部分を感じました。その中でも、ここの教師は学級担任や教科書担当教員、また部活動顧問として生徒一人一人の状態や課題を的確に理解しなければなりません。

そして、個々の生徒がどのような成長を遂げてほしいのか個別の指導、支援、計画を立てながら日々の教育実践を積み重ねていくこととなります。そして、特に中学校の時期には生徒にとって思春期に当たり精神的に不安定になりがちです。教師は生徒のよき相談相手となり中学校生活をサポートしていく役目を担っていますというふうに、本当に内容を調べてみたり忙しいんだなという部分があります。

それで、この先生のお仕事ということで、当市においては情報的なネットワークというか机上で教員の方が、パソコン時代ということで与えられて、一番何が大変だと聞いていたのは、それがなくなるときには、お一人一人児童の点数だとか、また、いろいろな日常のことを保護者に伝える部分の、そういうふうなきめ細かな記入する部分が大変だということを聞いていたんですが、当市においては、今どういうふうな状況でしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 議員がおっしゃるとおり、やはりきめ細かなそういう一人一人の採点等もつけるのは、通常の学校とは変わりはございません。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ということは、十分に教師が時間をつくって、一人一人の生徒といろいろな意味で情報交換しながら、生徒が困っていること、また保護者の方が悩んでいらっしゃる事とか、そういうふうな部分での対話というか、そういう時間的なゆとりはあるというふ

うに考えてよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 湯浅議員が言われるとおりの、教員の仕事が多忙過ぎて、今、一人一人の子供に手が回っていないというのが現状だと思います。

多分前の質問でも、家に持ち帰って先生方は丸つけだとか、あるいは次の日の問題を作成したりしているかと思えます。

ただ、一般的には、先生方というのは子供たちから余り相談相手にならないということで、相談相手の一番の相手がお友達というようなことで、それから親だとか、教師だとか、教師は大分下のほうなんですけれども、そういう部分での信頼を子供たちから得なければならないということは、やはり教員の職務かと思えますし、そして、先生方が今一番言っているのは、放課後できるだけ子供たちと接する時間を設けてほしいというようなことで、一人一人に対応した指導をしていきたいというようなことがあるんですけれども、仕事がどんどん詰まっていますし、スクールバスの関係もありますので、そのところは難しく、そのところを校長はいろいろ考えて、職員会議をなくすとか、打ち合わせを簡素化すとか、そういうような手立てを、今、一生懸命考えております。

今後、32年から学習指導要領が改定され時数がふえます。平成30年、平成31年はその移行期間ということで、ほとんど平成32年度実施のカリキュラムを組んでいかなければならないということで、ますます教員の多忙化が懸念されます。

そういったところで、一生懸命先生方は何とか子供たちに接して対応していきたいというようなことは考えていると思えます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 今、教育長のお話を伺って本当に大事な部分だなと思えますので、教師の方は大変だと思いますが、そういうふうな部分での指導をよろしくお願ひしたいと思えます。

教員の方はもちろんそうなのですが、学校を経営するという意味で教頭の方の位置づけというのは、時間的な部分では多くなっているというデータが私載せたのですが、当市ではどうなってますでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 教頭の職務というのは、一番過酷な業務でありまして、今、空知管内では教頭のなり手が無いということで、他管から教頭を求める状況で、昨年度はマイナス3が足りない。要するに校長が退職して、次に教頭先生が校長になって、その部分では教頭のなり手が無いというのが現実です。

教頭は、朝一番に出て、そして帰り先生方が帰るまで学校を管理して、まさに学校のかなめで頑張っていますし、そして、やはり私も教頭経験がありますけれども、一番は、それを仕事を削るわけにもいかないというようなことで、一番望むのは教頭の給料を高くして、それで魅力ある管理職というようなことで国が定めていただければ、その分頑張ってもらえるのではないかと。

なお、教頭自体も年々数がふえて、一般教員に戻させてくれというような教頭もおります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 本当に大変なお仕事だというふうに今聞いておりました。

先ほどお給料の面とか、報酬の面のこととかがありましたけれども、その部分も考えていか

なければならぬ課題かなと思います。

ただ、サポートする部分で誰かもう1名という部分は考えられないのか、何か指示をしてこうという部分はできないものでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 数年前から学校の中に主幹というような形で、教頭の下に就く準管理職的な要するにそのような組織ができ上がっているんですけども、それは学校規模によって定められているので、歌志内では主幹教諭ミドルリーダー的な者はいるんですけども、そういう部分で役職名では与えられてないということでもあります。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） よくわかりました。

私の小学校時代、中学校時代と比べると、すごい変わったなど。特に小学校のときは担任の先生は私たちの憧れの的で、本当に何でも相談するという部分の意識が私の中にあるものだから、今、余り先生に相談するというのもないんだなど、先ほどの答弁で伺いました。

その相談を受けられないことから、いろいろな当市ではないんでしょうけれども、いじめ問題とか、さまざまな部分が大きな問題を起こしているのではないかなというふうに思うのですが、教育委員会としては、その部分はどのようなふうな手当てをされているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 湯浅議員に申し上げますが、時間外勤務状況についての質問から、できるだけ離れないようにしてください。

理事者答弁、虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） いじめ問題につきましては、これまでも各御質問の中で御答弁しておりますが、学校校内において、そういう早期発見、早期対応というのを基本としながら、各先生たち一人一人が日ごろからそういうのを注視しながら対応しているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） わかりました。

あと今度は件名2のほうの通級指導につきましては、砂川、歌志内市、浦臼、上砂川、奈井江、新十津川で構成している砂川言葉の教室という通級指導教室があるというふうに、先ほど御説明がありました。

当市においては特別支援教育の部分で力を入れていて、この通級指導はありませんということですが、発達障がいという部分では、今、すごく全国的に新聞等で掲載されて、私も余りよくわからなかったのですが、この発達障がいの部分での程度によってこの通級指導が決められるという部分が、かなり詳しく載っておりました。だから、この通級指導が歌志内ではありませんという部分では、これは断言できることなんでしょうか、今の段階で。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 先ほど御答弁申し上げましたが、当市の場合については臨時職員2名を配置しながら、それぞれサポートしながら対応しているという状況でございます。

当市の場合におきましては、特別支援学級については、小学校では2学級、中学校では2学級ということで設置しております。

それぞれ教員が対応しておりますが、それ以外に通常学級の中で先ほども申し上げましたが、サポートが必要な子供については、小学校においてはそういうことで、支援しながら通常学級の中で、できるだけ対応するという考えに基づきまして授業を行っているというものでございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 発達障がい部分は、すごい悩んでいらっしゃる行政に相談できずにいらっしゃる方もいらっしゃる、隠れていらっしゃる方もいらっしゃると思うので、その部分の手当をどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、件名3に参りまして、この就学援助におけるランドセルの新入学児童生徒学用品費の入学前支給ということで、今回改正になったということで、ちょっと調べてみました。

本市においては、5月1日現在で5歳児の人数をもとに算出しますと、平成30年度の小学校入学予定者は12人となりますということで、一応決まっておりますが、この12名の中から今回の部分該当する対象者の方は、いらっしゃるということで、ちょっと安心はしたのですが、ここの部分でいろいろな角度の違う面からも、さまざま聞いております。というのは、今後もあることなので、来年度から実施ということではありますが、ここの分で準要保護児童生徒という部分については、私もちょっと勉強不足で余りわからなかったのですが、来年2月から3月にかけて申請していただいた後、決定しますので、今は確定しておりませんということです。認定世帯は平成29年度におけると21世帯で、認定児童生徒数は小学生が21人、中学生が11人となっておりますというふうに記載しているのですが、この準要保護対象者というのは、申請があつてからでないかと支給ができないということですよ。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 例年2月から3月にかけて世帯から申請をいただきまして、そこで先ほど御答弁申し上げたとおり、収入認定額が要保護者の生活保護という部分の中の認定基準もありますので、その収入が1.2倍未満の方を準要保護ということで認定しております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 私、余り難しいことはわかりませんが、例えば、小学校入学ということになると、本当にいろいろ用意するもの、御父兄の方はランドセルから始まってさまざまな部分、早い時期から選んで用意をするというふうになっております。うちの孫たちも入学するときには、こんなランドセルがいいんだろうかと、物すごい時間をかけて素敵なランドセルを用意しているのですが、例えば準要保護の部分で申請する前にわかるような方法といいますか、そういう部分というのはどういうふうに捉えていくのでしょうかね、その部分をちょっと知りたいのですよね。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 認定するためには一応申請をいただきます。そして、申請をいただいた後に私どもで、その収入等の確認をしながら、先ほど言いましたとおり認定基準の中に、合致すれば対象者ということになりますし、合致しなければ準要保護の対象者にはならないということで措置しながら対象者を決めるということですので、あくまでも申請いただかなければ、私どもも確認のしようがないというものでございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） あくまでも申請した段階ということになりますと、例えば、もし準要保護の方がいらっしゃる場合、4月に入学されてから申請するという形になりますか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 現状ではそういうことで、これから新入学するよという方については、2月、3月に申請をいただいて、またそのほかの対象者、1年生だけでなく、2年生から6年生、また中学生もおるわけですから、その方たちに対しての申請をいただいて決める

わけでございます。そして、4月の早い段階にそういう必要なものを支給しているというの現状でございます。

また、今、入学前支給ということで、御質問があったような部分につきましては、現在どうしても学齢児童ということで、在校生ということが対象になります。それが今回の要保護のその国の基準が変わりまして、入学予定者も対象になりますというのが一つ改正になった部分でございます。

それで、現在それは国庫補助の基準の中でそういうことで改正されてきておりますので、今、議員が御質問されたように入学前にそういう入学準備金を支給する動きというのが、各市の中で出てきたというのが現状でございます。

あくまでも対象者というのは学齢児童になりますので、在校生というのが対象になります。それで在校生、1、2年生も含めて、2月、3月に申請をいただいて、認定基準をした後に、4月以降にその分について対象者の方に必要なものを支給しているというのが、今の事務でございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 2月、3月に申請を受け付けるというふうに伺いました。そして、それが申請が終わったら、お支払いのほうは4月ということになりますね。

今回、私、問題の質問させていただいたのは、国は要保護の場合は生活保護の中に入っていらっしゃるから、事前にいただけるというふうに私聞いていたのですが、この準要保護の場合は、申請をしてから2月、3月にした場合でも4月にいただける、そういうふうなことが国会の中で、いろいろな部分でうちの党としてもかわいそうだと。要するに支度をするのには前倒しという部分でできるようにということで要綱等を全部今回質問をして変わったという実態があるんですが、そういう部分を考えますと、今、該当する方がいらっしゃらないのですけれども、将来的のことを考える場合に、準要保護の方についても、2月早めに申請を受けて、そして4月前にそういうふうな手当てをできるように方法ということは、行政としては考えられないことでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 先ほどの御答弁と重なるかもしれませんが、各市の動きというのがいろいろ出てきておりますので、その辺についてはこれからいろいろな動向も調査しながら、検討してまいりたいというふうには考えておりますが、現段階では当市のほうでは、まだ検討しておりませんので、今後において各市の動きを見てまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時09分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 今、さまざまお聞きしましたこの準要保護の部分につきましてはですけども、行政としては各市町の動向を注視してまいりたいというふうに、先ほど言われましたが、歌志内のまちを歩いていますと、本当に経済的に厳しい方がかなりいらっしゃいます。特にさまざまな部分で税金等々たくさん遅延になっている部分の方もたくさんいらっしゃって、本当に厳しいのだなということを感じるのですが、この小学校入学の部分につきましては、再

度またできる方向性を探っていただきたいというふうに思います。

特に、先ほども入学前の両親の思いでいろいろな部分を言いましたが、子供にとっては小学校入学というのは一生に一度のことですし、さまざまな思いがあると思います。

ですから、経済的に困っている方というのは本当にさまざまな要因があって、例えば離婚をしてしまったとか、また死別してしまったとか、さまざまな状況の中で正社員になれなくて非雇用な部分で、本当に時給の中で働いて貯金もできないという方が多々あるように聞いております。ですから、実際に困ってみないと、その部分というのはわからないと思うので、行政としては早めに4月に出しているよというふうに、先ほど言われましたが、私としては、自分の身に置きかえたときに4月に出すのなら、その前にというふうな方向性でやっていただいたほうが市民のために、また人数もたくさんいるわけではないので、その部分を考慮して、もっと前向きに考えていただきたいと思うのですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 各市においていろいろな動きがこれから出てくると思います。また、検討しているまちにおいても、まだ具体的な方策というのが決まっていないという状況でございます。

と言うのは、やはり学齢児童という縛りが今までございましたし、また、2月、3月に申請いただいて、それを確認する作業というのもございます。また、それで支給する対象者が決定してからというのが、これまでの通常のものでございます。

その辺につきまして、これからいろいろな部分を見ながら、どういう方策ができるのかという部分も当然内部で検討することになりますので、その辺については注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） どうぞ前向きな御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、がん教育についてでございます。

学校の授業というのは、カリキュラムがきちっと決まっています、その中に余分な授業を入れるということは本当に厳しいかと思ひます。でも現実には日本の中でたくさんのがん教育をやっているところがございます。

ここでちょっと紹介してみたいと思ひますけれども、児童生徒へのがん教育が来年4月から全国小中学校で展開されます。

それで、がん教育も目的、目指すものはがんを正しく知ることと、健康と命の大切さを気づかせるの2点ですが、いわゆる副次的効果として、子供が父母等にごん検診を勧めることがあります。ここの部分で私いつもさまざまながん教育もそうですが、またピロリ菌の部分での質問ですとか、さまざまな形を変えてがん検診の上昇率という部分で質問してきた経緯がございますが、埼玉県熊谷市ではそれが実証されたということで、これは全国初の画期的な報告だということで載っておりました。

熊谷市は平成26年度から、がん教育命の授業というものを市内の全中学校で実施してきました。今年度で3年目です。生命の授業はNPO法人熊谷ピンクリボンの会のがん経験者等3人が一組となり学年単位で展開、希望があれば小学校でも実施しています。同会の栗原和江代表理事から、熊谷市のがん検診の受診率が上がりましたとの報告がありました。何と国の推奨する五大がんのいずれもが上昇したということで、数字的には5から7ポイントもアップしているという状況でございました。

それから、またもう1点、東大病院の中川恵一准教授、この方も一般質問でさせていただきます

ましたが、自身が実践されているがん教育の現場でアンケート調査を実施されていますが、その中にごん教育受講の前後、さらに半年後の調査をされており、同アンケートでは受講後に89%の生徒が家族にごん検診を受けるよう勧めようと思つと回答、また、6カ月後には実際に48%の生徒が家族にごん検診を受けるよう勧めたと答えていますという、こういうふうな事例があります。

今、がん検診のことで授業を設けるということは難しいという御答弁でございましたが、ほかの地域ではこのように取り組んでいらっしゃるということもちょっと考えていただきまして、本市として、もう一步突っ込んだ御答弁をいただければと思うのですが、よろしくお願ひします。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 学習指導要領の中で、がん教育という部分も取り組まれているということで、先ほど御答弁申し上げましたが、今の議員がおっしゃったとおり、がん検診の大切さという部分については非常に重要なことだというふうと考えております。

その部分について指導要領の中でも、これは小学校ですけれども、おもながんとがん検診についてということで、家族の方にごん検診を受けたか聞いてみようというようなことも書かれておりますし、また、できるだけ早くそれを発見することによって、がんは治るということも教育されております。

また、中学校においては教科書の中にも、がん検診の受診率を向上させる取り組みの例ということで各まちの、ここに紹介されているのは愛知県の部分ですけれども、そういう大腸がん検診無料クーポン券という部分もございますし、また啓発ポスターでがんの怖さということで、がん検診を受けるというようなことを啓発しております。

これらに基づき、学校でも受診率向上という部分の一助になればと思いますが、各種指導要領に基づきまして行っているところでございます。

また、先ほどちょっとできないという部分については、外部講師の招聘という部分については、時数の関係で小学校、中学校ともに時間を割くのは、ほかのいろいろな行事もございますので非常に難しいという状況であります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 難しいという部分での説明がたくさんございました。私としましては、がんにかかった方の実体験を生で聞くという部分、また、講師の方、お医者さんの部分での説明を生で聞くという部分については、生徒のこれからいろいろな部分で乗り越えていかなければならない部分で、このがん教育というのは本当に大事な部分だということで、国からもいろいろな部分で流れてきていると思います。そんなに長い時間帯ではなく、例えば朝の時間、また終わった時間帯の短い時間で紹介という形で何か体験談を15分ぐらいお話ししてと、そういう部分の小さな部分でのスタートからでもいいと思うのですけれども、その部分ではいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） この辺の対応については、やはり学校の授業の中での取り組みということになりますので、主体的なものは学校のほうにございますので、こういうお話もあるということは啓発ということはお話はさせていただきますが、あくまでも実施に向けてということになりますと学校の対応ということがございますので、御理解いただきたいというふうに思います。



○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） がん教育についての最後に教育長からどういうふうな思いで聞いていらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 非常に今がん教育というのが重要性を帯びております。学校の中で交通安全教室、それから薬物防止対策、それからいじめ問題、そういういろいろな部分の優先順位といたしますか、そういうものがあってその段階で、今、学校の現状としてはがん教育という部分がそのいじめとか、それから薬物とか、それよりも重大なんだということであれば、そのところで学校が独自に、じゃ、がん教育を行いましょうというようなことになるんじゃないかなと思います。

湯浅議員がおっしゃられますように、何分間でもというようなことであれば、例えば率先して養護教諭等が今年度はがん教育についてということで、子供たちに啓蒙していくというような形はとれるのかなというふうに考えておりますので、今、議員が言われましたことを学校のほうにお伝えしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） わかりました。しっかりと私もさらにいろいろな部分で勉強をして取り組んでまいりたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さんの質問を打ち切ります。

質問順序3、議席番号7番女鹿聡さん。

一つ、介護保険制度について。

一つ、子ども・子育て世帯の貧困問題と就学援助制度について、以上、2件について。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 2件にわたって一般質問を行いたいと思います。

1件目、介護保険制度についてでございます。

介護保険制度がスタートして17年を迎えました。スタート時の方針と現在の方針が大きく変化しております。

本来介護保険制度は介護が必要な方に公的サービスを利用していただくために国がつくった制度であります。しかし、介護保険利用者がふえ、国の負担が大きくなったからといって、介護の抑制を行い利用者の閉め出しを行うこと自体間違っていると看做される状況になっております。

しかし、残念なことに、本年4月の国会において、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が可決されました。

その内容は高額介護サービス費の負担上限引き上げや現行並み所得者の利用料3割負担など、新たな負担増や長期療養を担う医療病床の削減・廃止、生活援助へのヘルパーの配置基準の緩和・介護報酬の引き下げなどが盛り込まれ、家族の介護負担を増大させ、社会保障制度のあり方を根底から揺るがしかねない内容となっております。

当市においても、昨年総合事業に移行し、市が責任を持って介護事業を行うことになり、介護保険利用者や委託先の事業所に大きな不安や戸惑いがありました。

今後も総合事業にさらなる不安や戸惑いをもたらす危険性があり、しっかりとさまざまな角

度から現時点での問題点などの改善を行い、第7期介護保険事業に向けた取り組みが必要であると考えます。そこで伺います。

①昨年総合事業に移行し、これまでの間の到達点、課題などをどうとらえているのか。

②来年から第7期介護保険事業がスタートするが、利用者・家族に対して負担軽減する取り組みを進めるべきと思うが、いかがか。

③このたびの介護保険法改正法を市ではどう認識しているのか伺いたいと思います。

2件目でございます。

子ども・子育て世帯の貧困問題と就学援助制度についてでございます。

昨今子どもの貧困率の上昇が問題になっているのは承知していると思います。2012年の国の子ども貧困調査では16.3%となっており、6人に1人が総体的貧困状態という深刻な状態となっております。

子どもの貧困の根元は、国民全体の貧困が深刻化していることにあります。北海道の子どもの貧困調査（2016年）では、過去1年に経済的理由で家族が必要とする食料を買えなかったことがある世帯が2割に上っています。受診させたほうがよいと思ったが、受診させなかった経験がある世帯は18%、そのうち26%はお金がなかったことが理由だそうです。

大阪府の調査では、困窮世帯ほど子供の進学志向が低く、将来への期待感を低下させている実態が明らかになっております。未来ある子供たちに平等な教育環境などを提供するの大人の大事な役目であり、大人の貧困化をとめるのは、国の果たすべき責任だと思います。そこで伺います。

①2015年度から国が子どもの貧困調査に対し交付金を支給することとしているが、当市の取り組みはどうなっているか。

②就学援助制度には入学準備金制度があるが、当市においては入学準備金の前倒しは行っていない。近年道内でも前倒しで支給する自治体がふえ始めている。当市の前倒し支給を検討してはどうか。

③子育て世帯に就学援助制度の通知をしていると思うが、これにあわせて、今、全道的に普及し始めている無料低額診療の通知などは行われているのか。

以上、2件でございます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁。

佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私のほうから件名1の介護保険制度の①から③、続きまして、件名2の①につきまして御答弁申し上げます。

件名1の介護保険制度についての昨年総合事業に移行し、これまでの到達点・課題はどう捉えているのかという御質問でございます。

当市で実施している総合事業は予防訪問介護と予防通所介護で、いずれも既存の介護サービス事業者に委託し実施しており、利用料金やサービス内容は予防給付のときと全く変わりありません。

また、これまで訪問介護や通所介護を利用していた方で、総合事業に移行したことにより利用を中止したという情報もございません。

そのため総合事業への移行につきましても、問題なく事業が進められているものと判断しております。

今後は、事業者が行う訪問介護と通所介護だけではなく、住民やボランティア等が行う生活支援サービスなど、少しでも多様なサービスメニューをそろえることが望ましいことから、生

活支援サービスメニューの取り組みが課題であると捉えております。

次に、②の来年から第7期介護保険事業がスタートするが、利用者・家族に対して負担軽減する取り組みを進めるべきと思うが、いかがかという御質問でございます。

利用者負担の軽減として、現在実施しているものとしましては、訪問介護利用者で広域連合管内における事業所を利用している場合、利用者本人が非課税の方は自己負担10%のところを9%としております

また、任意事業の中で家族介護用品支給事業として、介護度が4または5の認定を受けている方を、同一世帯で介護している非課税世帯に対しまして、月額3,000円の介護用品購入にかかる助成券を交付しています。

このほかに、利用者やその家族のために、負担軽減の取り組みとして、どのようなことができるのか、空知中部広域連合及びその構成町とも連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。

次に、③のこのたびの介護保険法改正法を市ではどのように認識しているかという御質問でございます。

このたびの改正により一定所得以上の方の利用者負担が引き上げとなることから、対象となる方の負担が生じることにはなりますが、本制度の改正は高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに制度の持続可能性を確保することを目的に改正されたものと認識しております。

次に、件名2、子ども・子育て世帯の貧困問題と就学援助制度についての①につきまして御答弁申し上げます。

2015年度から国が子どもの貧困調査に対し交付金を支給することとしているが、当市の取り組みについてでございます。

現在のところ本制度における取り組みについては行っておりません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 私のほうから、二、学援助制度の②について御答弁申し上げます。

入学準備金に関する中空知5市4町の調査では、1町のみが新中学1年生を対象に3月に支給しています。そのほか、4月支給は本市を含め2市1町、5月支給は2町、6月以降の支給は3市という状況であります。

各市町の今後の動向としましては、支給時期を早める予定としているのは、1市2町、予定していないのは4市1町、未定は1町で、予定していると回答した市、町でもまだ具体的な方法等は決まっていないという状況であります。

また、本年度岩見沢市教育委員会が行った道内35市の調査でも、入学前に支給しているのは回答のあった市では3市のみという結果となっております。

当市では4月に支給しており、他市町に比べ早い時期に支給しておりますが、今後は各市町の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に③でございます。就学援助制度にかかる申請書の配布の際に、無料低額診療事業について記載し周知しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 順次再質問をさせていただきたいと思っております。

1 件目の介護保険制度ですけれども、昨年から行われている総合事業についての到達点、課題ですね、これは今までどおりの現行のサービスで必ず行いますよということで 2015 年ぐらゐの質問から、そういうふうな答弁をいただいでいて、今、答弁いただいたように変わってないということでありませう。

ここで、やっぱり委託先である事業所の方々の反応はどういうふうになっているのか、その辺伺いたいでと思ひませう。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 制度が平成 27 年度に切りかわった時点におきましては、請求の手續ですとか、そういう事務的な問題で移行している関係から、間違っただけで事務をとり行っているということがあったということはお伺いをしておりませう。

これはそれぞれ事業者の方々がやられることなので、単純な間違いもありますし、そういうこともあります。今、現在におきましては、その間違いが毎月せいぜい 2、3 件程度ありますけれども、それ以外につきましては、制度に伴う形での問題というふうにつきましては、ケア会議等で事業者の方々といろいろと行っておりますので、そういう中では私のほうでは聞いてはおりませう。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7 番（女鹿聡君） 今、言われたようにケア会議をとりあえずできるだけ持っていきたいと、話し合いを、その事業所の方々と一緒になって話を進めていきたいという話をされていませうけれども、その辺どれぐらゐ行われて、その内容はどのような形のものだったのかというのを伺いしておきたいと思ひませう。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 年 6 回から行っているところでございますけれども、地域包括ケアシステムの部分も含めませうと、10 回以上の形は行っているところではございませう。その中におきましては、さまざまな取り組みを行っております。個々の事業者さんがお持ちである関係の方々の状況の部分についての実質的な問題点等を、どのように対応をしていくかというような勉強も含めながら、また、さまざまな地域包括システムの構築に向けた取り組みですとか、どのような動きをしていくべきかというようなことを中心にしながら、事例検討だとか、実技、講義、研修などを行っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7 番（女鹿聡君） やっぱり直接利用者の方々とお話しされたりだとか、調査を伺ったりだとかいうことをしている人たちの声をきちんと聞いて、今後には生かしていくということをしつかり今後も続けて行っていただきたいと思ひませう。

先ほど答弁の中で、総合事業に移行して問題なく事業が進められているよという答弁をいただいたのですけれども、総合事業に移行して、介護認定を受ける前に基本チェックリストというリストでいろいろ総合事業に振り分けとかいうことになっているのですけれども、その辺チェックリストを使っても、きちんと介護保険のルールにちゃんと乗ったようになっているのかどうか、その辺把握をしているのかお聞きしたいと思ひませう。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） この切りかえに伴いまして総合事業利用の部分の切りかえに伴う部分かなというふうには思ひませう。5 月 27 日の行政常任委員会の中でも、要介護度の人数等につきましては御報告させていただきましたけれども、その中で、総合事業に移行した方は 20 名という形になりまして、そのうちチェックリストで移行した方々は 12 名でございます。

この中身につきましては、今、議員がおっしゃったとおり、スムーズの中にその中から通所介護、訪問介護を受けているという状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） では、チェックリストを使ってもちゃんと介護保険の利用を受けれているよという認識でいいということですね。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） この中でチェックリストから漏れたという方はございません。ただ、今、この認定を受けている方で、まだ2名がサービスを受けてないという状況ではあります。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） わかりました。

二つ目、②番目ですね、いろいろ取り組みとしてはやっけていただいておりますけれども、前回の第7期、これからの7期に向かうに当たって、前回6期目に入るときに、この法改正で介護保険料が2割負担増になったりだとか、特養の入所要件が介護3以上になったりだとかということで、さまざま点で内容が改悪され今の6期を迎えて行われております。

やっぱり今度7期に入るまでにどういった問題があったのか、どういうふうなことがあって利用者が困っているよという声をきちんと吸い上げて、それを広域なりに発信していただきたいと思うんですけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 軽減負担につきましては、今、取り組んでいる内容については、先ほどの御答弁のとおりでございます。これらにつきましては継続を図りながら対応してまいりたいというふうに思っております。

先ほどの部分もありましたけれども、今のケア会議がやはり重要な部分でありまして、各事業所の方全て、また昨年度からは施設代表者の方にも出ていただくというような形もとらせていただいております。そういう中から第7期の事業に向けての部分の中で、それらについて御意見を頂戴しながら、一緒になって考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ちなみに、第7期に入るまでもう時間がかなり迫ってきていると思うのですけれども、その辺、今、第7期の介護保険制度になるに当たって、どのような形で話し合われているのか聞いておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 計画におけるニーズやサービスの見込み量等を算出する際の基礎資料となる日常生活圏域、ニーズ調査というものを現在の4月末に対象者に対しまして、介護認定者と重障、知能特例者を除く65歳以上の方々に広域のほうで送られていることは御存じかというふうに思っております。

現在その作業を回収しておりまして、その作業結果、調査結果を出すという形になっております。例年9月ごろというふうになっておりますので、それに合わせながら人口構図やサービス利用の推計をするワークシート、これらについても国のほうから7月末ごろに配布されますので、その作業をそれから行い、10月ごろまでに作業を周知をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） その集計が終わった後、やっぱりその事業所の人たちだとかということで、またケア会議的なものを持って、話し合われると思うのですけれども、その辺の計画というのはどのようになっていますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 今、大体月1回から3カ月に2回ぐらいのペースで行っておりますので、その中で、先ほど申し上げたとおり調査結果の部分、国等からも示されたシートが7月末ぐらいというふうに思っておりますので、その辺から10月までが本格的な作業、そしてその後まとめというような形になってくるかなというふうに思います。

当課といたしましては、今は第6期との計画値との実績値の比較だとか、そのような分析ですね、そういうふうな形の部分をかかり始めたという表現のほうが適正かなと思いますが、そのような状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひ大事な時期になると思いますので、きちんとした今までの調査、課題があれば、それをちゃんと反映させて問題点を改善させた状況で話し合いをさせていただきたいと思います。

三つ目でございます。

4月に介護保険法が改正されましたよという話は前段でお話しさせてもらって、答弁の中でも負担が生じるのではないかとということで伺いました。

今回のこの改正法で来年8月から利用者の3割負担、また高額介護サービス費の負担上限引き上げ、多くの問題点が取りざたされております。先ほど言ったように、やっぱり市民負担を一層高めて高齢者がサービス利用がなかなかできない、抑制するという形になってくる可能性が高くありまして、やっぱり誰もが介護保険料を払っているわけですから、誰でも使えるような制度にするというのが私たちの訴えであります。その辺、市の認識、行政の認識とこちらの認識と一緒にさせておきたいと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 非常に難しい御答弁かなというふうに思うのですけれども、国で決めた制度における制度改正なものですから、単独でという形にはなかなか厳しいものがございます。そのため行政といたしましては、言うなれば医療に伴わないような事前の予防的な事業ですとか、そういうものをいろいろな形の中で行っているということでございます。

その抑制によって、介護制度が言うなれば長く続く、また利用者にとって利便性のある制度であるというふうにつながっていければというふうに思っております。

今回3割になる方という部分がありますけれども、現状の中でいくと、ごく少数の方が対象にはなるのかなと思いますけれども、やはり上がるということになりますと、生活の部分での負担にはなるというふうに認識はしているところではございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） この法改正の中に介護報酬引き下げということもいろいろ問題視されております。その辺事業所に対してのそういったところもきちんとしたケアはしていないとだめだと思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えられていますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 事業所につきましては、それぞれ法人さん等で行っている部分でありますので、それらについても見直しという形で、今回もその辺についても見直すという形の制度になってきてますので、それらを各事業所さんのほうで上げていただければ、国保連

のほうに上げるという形に今度なっておりますので、そういう中で手立てをしていく、その中には当然市町村も4分の1の負担が伴ってまいりますので、その中で支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） あと問題とされていることがありまして、その問題としてちょっと今上げたいのですけれども、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化として、これ市町村に対して自立支援・重度化防止を促進すると称して交付金支給を行うということで国が言っております。これ介護保険からの卒業の強要だとか、介護認定の厳格化、窓口での門前払いだとか、そういったことにつながるおそれがあるよという話を私たちはしているのですけれども、この対象者の方々が負担を生じるという話をされております。行政としてこういったサービスの切り捨てというのはしないだろうと思っているのですけれども、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 制度に伴う部分の中での部分につきましては、それに伴った形の中で実施をしまっている考えでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そういと、介護保険からの卒業の強要だとか、そういったことが行われる可能性もあるよという認識でいてよろしいのですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 具体的な事例の中でかなというふうには思っているのですけれども、現行の中での部分での事業としては、単純にそのような切り捨てという考え方にはならないのかなと私は思っております。ですから、そのケースケースによって、やはり適用できないというような案件であれば、やはりそれは変わるということもあり得るかもしれませんが、基本的にはないのかなというふうには思っています。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） できるだけやっぱり先ほどから言っているように、利用者の負担、家族の負担、これをできるだけ少なくする方向に進むことを願いたいと思います。やっぱり基本的に総合事業に移行したことで、行政が事業者に対して事業所だとかにいろいろ委託しないでだめなことになりまして、それを事業所に丸投げではなくて、やっぱりきちんとその中に行政も入ってきちんとした形でこの介護保険制度の仕組みなどをしていってほしいと思うのですけれども、最後に答弁お願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） ちょっとケア会議の話になって申しわけないのですけれども、私も昨年からは保健福祉を担当してケア会議を全て出させていただいております。このケア会議につきましては、地域包括システムの構築に向けての部分での事業者、行政関係者の中で構成をされております。

先ほど申し上げたとおり関係者一人一人が自己の役割を認識しながら、それぞれの専門分野での役割が発揮されるという部分の中で会議が開かれており、非常に和やかに開かれておりますし、また困難事例だとかケース記録だとか、日常業務で感じていることこれらについてもその中で非常に2部構成の中で行っているところでございます。非常に私としては喜ばしく思っている会議でございます。

今、議員からの御指摘の部分も含めまして、今後の部分につきましても、それらを中心にま

た個々の現場での状況、これらも把握しながら向上を図ることを目的にした会議にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） よろしくお願いいたします。

2件目の子ども・子育て世帯の貧困問題と就学援助制度についての再質問を行いたいと思います。

1番目のやつは、してないよということなのですけれども、わかりました。飛ばします。

2番目の入学準備金の前倒し、僕の前に湯浅議員がいろいろ質問していただきましたけれども、やっぱり周りの動向を見てという答えをもらいましたけれども、札幌や苫小牧、室蘭、江別など結構大きな市でも前倒し支給を実施、検討をしているというところがあります。やっぱりさっき湯浅議員も言ってましたけれども、前向きに検討していただきたいと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育課長（虻川善智君） 先ほどの湯浅議員の御質問でも御答弁申し上げましたけれども、いろいろなそういう用法に対する法律とか要綱が改正されたことから、いろいろな市町でも動きが出てくるのかなというふうには考えております。

まだ実施したというところでは、先ほど申し上げたとおり3市でございました。また平成30年度より検討するというのも中には14市ほどございました。ただ具体的なものというのは、また正式に決まっていないという状況でございます。

やはりどこの市も検討するに当たっては、前倒し支給した場合における、また子供が転出した場合にどういった対応をするかという部分もございまして、また、中には返金を求めている、また転出先の市町に対して、その対象者の方は、既にもらっていますというのを通知をしたりというところもございまして、その辺も含めまして、どういう形で落ち着くのかなという部分についても、内部調整しながら進めていかなければならないのかなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 4月に支給していますという答弁をいただいております。確かにこれ早いですよね、ほかのところから比べてですね。ただ、やっぱり4月にはもう新入学生が授業が始まっております。3月末までに準備をしないとだめなんですよ、やっぱりね。そうなる、この前倒しの支給というのはどうしても必要になってくるのではないかなと思うんです。親御さんの負担の軽減ということを見るとね、やっぱり重要になってくると思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育課長（虻川善智君） これまでも御答弁申し上げておりますが、その辺につき内部の中でいろいろ調整を図って方向性を見出していくということになるのかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 前向きに検討していただけると捉えてよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 私のほうで予算づけするほうの立場からちょっと申し上げますと、物理的に非常に難しいという問題がございます。というのは、認定するということになりまして、新年度に対象になる児童生徒ということになりますので、申請を事前に幾ら早く受けてもいい



のですけれども、収入基準というものに合致させるために、少なくとも前年の年末調整、あるいはそれを受けて、さらには確定申告を過ぎるまでは最終的には確定事務というのはいけません。したがって、3月までに支給するということになる、恐らく市の単費の支給になるんでないかと。当然準要保護の制度から言いますと新年度制度に補助制度に乗っけるわけですから、そういう意味で各自治体が悩みながら、どういう方法がいいかということ、今、探っているのではないかと、そのように思っておりますので、やるやらない、できるかできないかということを含めて、技術的な問題を含めて、ちょっと検討する時間をいただきたいということを教育委員会のほうから発信していると思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そうなんですよ、市長の言うとおりでと思います。確定しないと金額はわからないということなんですよ。ただ、そのやっている自治体がもう既にありますので、そのやっている自治体の事例をきちんと研究して、それに向けて取り組んでいただきたいと強く思いますので、よろしく願いいたします。

三つ目でございます。

無料低額診療のことなのですけれども、事業について記載周知してますよという答弁をいただきましたけれども、これいつのタイミングでどういう形で周知しているのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育課長（虻川善智君） 平成29年度におきましては、就学援助制度の申請配布について、2月にしているわけなのですけれども、その中に、一応無料低額診療事業についてということで記載しております。

その中には、道教委のほうから実施している医療機関の一覧表もございまして、それを添付した形で周知を図ったということでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 札幌市も独自でそういうふうな形で無料低額診療を行っているということを知り、やっている医療機関を載せて通知しております。やっぱりそうやっていただくと、当市もそういうふうにしてということなんですよ、やっぱりこれ子供に限ったことではなくて、就学援助を受けている世帯の親にもこの無料低額診療というのは有効な手段であります。

一番最初に言いましたけれども、医療にかかりたくてもお金がなくてかかれないよという親御さんもいると思うのですよね。その中でやっぱり就学援助を受けている世帯というところも多分あると思うんですよ。やっぱりそういうところを周知して言ってもらって、やっぱり親が健康であれば子供も健康でいられるのではないかとという観点から、多くの住民の方々にこういったことも知っていただける必要があると思うのですけれども、その辺いかがでしょうか、認識的なもので。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育課長（虻川善智君） 当市の場合は医療費につきましては、非常に手厚いということで御了解いただければというふうに思いますが、全道的な医療機関の部分の載った一覧表も提示しておりますので、その辺については今後も周知ということで行っていきたくて考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 以上、今回2件ですけれども、ぜひ話を前進させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

### 延 会 の 議 決

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事は終わりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

### 延 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 本日は、これにて延会いたします。  
大変御苦労さまでした。

（午後 0時01分 延会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      山    崎    瑞    紀

署名議員      女    鹿            聡